派遣講師の公募に関するFAQ

（派遣講師に応募しようとする方からの質問例と回答例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| おもな質問と回答 | | | 公募要領該当頁 |
| １ | 全国展開型／地域連携型に応募していますが、派遣講師でも応募できますか？ | 応募できます。 | ３⑴⑵ |
| ２ | 集合研修やeラーニングはスマートフォンでも受けられますか？ | 受講できます。 | ５⑴ |
| ３ | 同僚と一緒に応募していますが、同行する講師を希望できますか？ | マッチングは個人単位に行いますので、同行する方を指定できません。 | ６⑴Ⅲ② |
| ４ | 派遣先講習会は、一人で行うことになりますか、それとも派遣講師何人かでチームを組んで講師を務めるのでしょうか？ | 「ア．未経験者」は、４名で、「イ．経験者」は、2名で講習会を行っていただく想定です。 | ６⑴Ⅲ② |
| ５ | 一回あたり何時間ぐらい講師を務めるのでしょうか？ | 1回あたり連続する3時間以上（休憩時間を除く）を想定しております。派遣先により異なりますので、マッチングの際に確認してください。 | ６⑴Ⅲ③ |
| ６ | 交通費は出ますか？ | いいえ、交通費は支払われません。 | ７⑴①② |
| ７ | 派遣講師を行う会場の下見ができますか？ | マッチング後に派遣先とご相談ください。ただし、諸謝金の対象外です。 | ７⑴①② |
| ８ | 派遣講師の諸謝金は、いくら支払われますか。 | 派遣講師の区分に基づき、以下の金額をお支払します。  【未経験者】  講師派遣１回につき講師１人あたりの諸謝金は７,５００円。  【経験者】  講師派遣１回につき講師１人あたりの諸謝金は１５，０００円。  ※　諸謝金は定額です。  ※　「b. 組織・団体等が活動主体の場合」は講師派遣１回につき３万円が上限となります。  ※　「情報通信利用促進支援事業費補助金交付規程（令和４年度利用者向けデジタル活用支援推進事業）」中「３【派遣形式】派遣先が希望する場所で講習会等を実施する事業者等の区分」で定める補助対象経費の区分等については、公募要領で定める講師派遣の活動時間等（例　未経験者４名で連続３時間以上実施）に基づき該当の区分を適用し、諸謝金として支払います。 | ７⑴①②③④ |
| 9 | 「ア．未経験者」「イ．経験者」のどちらに該当するのかよく分かりません。「イ．経験者」に該当しなくても、「ア．未経験者」として選定されるケースはあり得ますか。 | 公募要領に下記のとおり、記載がありますので再度ご確認ください。  --  ア．未経験者  ①日本国内在住であること  ②本事業の履行に必要な語学（日本語）を有すること  ③スマートフォンを含むICT機器を日常的に使用していること  ④本公募要領で定める研修に参加できること  ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと  ⑥所定の様式にて遅滞なく事務局（本事業の執行団体）へ派遣実績の報告をすること  ⑦派遣講師を取り消された者でないこと  イ．経験者  　下記の要件①②いずれも満たすこと  ①「ア.未経験者」の要件をすべて満たすこと  ②下記の各号のいずれかを満たすこと  （ア）携帯電話ショップ（携帯電話事業者の看板を掲げる「キャリアショップ」であって、端末や周辺機器等の販売、通信サービスの契約、契約締結後の操作説明等のアフターサポートが行われるショップをいう。）で、スマートフォンの操作方法を教える等を含めた接客を伴う業務に現に従事している者  （イ）上記（ア）の者を対象としたインストラクター（通信キャリアのサービスおよび接客スキル等を教える業務）に現に従事しており、通信サービスおよび接客スキルについて、（ア）以上の能力を有する者  （ウ）上記（ア）の者と同じ、又は携帯電話ショップ向けの同程度の研修を受講し、スマートフォンの操作方法を教える等を含めた接客を伴う業務に現に従事しており、通信サービスおよび接客スキルを有する者  --  判断に迷う場合や「イ．経験者」であることの証憑の提出が難しい場合は、「ア．未経験者」として応募頂くことをお薦めします。 | 3⑴ |

派遣先の公募に関するFAQ

（派遣先に応募しようとする方からの質問例と回答例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| おもな質問と回答 | | | 公募要領該当頁 |
| １ | 同じ自治体内にキャリアの携帯ショップがありますが、派遣先として応募できますか？ | 応募できますが、選定されない場合があります。  【公募要領6(3)②参照】  講習会の実施場所は、受講者が無償で入ることができ、かつ誰もが利用することができる場所（公民館等。店舗等でも一般の方が講習会に参加できる場所であれば可。）とすること。また従来からスマートフォンの使用に関する講習会を自身の事業活動として行っている者は、それと本事業として開催する講習会が異なることを外形的に示して実施すること（例：場所・実施方法を変える　等）。  【公募要領９(2)②】  地域等のバランスを考慮して、審査において優先または劣後する場合があります。 | ３⑶ |
| ２ | スマートフォンや講習用の機材は事務局より借りることができますか？ | 講習会で使用する機材は、派遣先が準備する必要があります。 | ３⑶⑤  ６⑶① |
| ３ | 派遣講師に交通費を支払う必要がありますか？ | 交通費を負担する必要はありません。 | ７⑵ |
| ４ | 応募するにあたり、月あたり（または年度末まで）実施しなければならない講習会の回数や講座の指定はありますか？ | １回以上実施することが前提となっております。ただし他の応募状況等により、実施回数が制限される場合があります。  講座については、マッチング時には、講師派遣１回につき３講座を必ず設定してください。 | 申請書 |
| ５ | 財務諸表の提出を求められていますが、過去何期分必要でしょうか？ | 直近1期分の提出が必要です。 | 申請書添付書類 |